

平成24年交通安全運動福島県推進要綱

1 趣旨

この運動は、安全かつ円滑な交通社会を実現するため、「人優先」の交通安全思想を基本とし、地域における県民等の自主的な活動の輪を広げ、それらを有機的に連携・協力する地域的なネットワークを構築することにより、交通事故の実態と社会情勢の変化に対応した適切かつ効果的な交通安全対策を連携して取り組んでいくとともに、県民一人一人が相互理解と思いやりの心を持って、交通事故を起こさない、交通事故に遭わないという意識を持ち、交通事故のない、安全で安心な福島県の実現に寄与することを目的とする。

2 推進期間

平成24年1月1日～平成24年12月31日までの1年間

3 年間スローガン

「思いやり 人も車も 自転車も」

4 年間重点事項

- (1) 高齢者の交通事故防止
- (2) 子どもの交通事故防止
- (3) すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (4) 自転車の安全利用の推進
- (5) 飲酒運転、速度超過などの悪質・危険な運転の根絶
- (6) 交差点・カーブにおける交通事故防止
- (7) 暴走族等の根絶

5 特別推進事項

東日本大震災等により仮設住宅等に入居している被災者を対象に、交通事故防止活動を推進する。

6 主唱

福島県
福島県交通対策協議会

7 推進機関・団体

福島県交通対策協議会構成機関・団体
地方交通対策協議会構成機関・団体
市町村
市町村交通対策協議会構成機関・団体

8 推進方法

(1) 高齢者の交通事故防止

多発傾向にある高齢者の交通事故を防止するため、高齢者に対する交通安全対策の推進を図る。

また、高齢者への交通安全意識の浸透を図るため、あらゆる機会を通じて交通安全を呼び掛ける等、きめ細かな交通安全活動の推進を図る。

ア 高齢歩行者等の安全対策

- (7) 交通事故の実態に応じた街頭指導・個別訪問指導・参加体験型の交通安全教室などの開催を推進し、高齢者自身が「自分の安全は自分で守る」という安全意識の浸透を図る。
- (イ) 高齢者に対する交通安全指導者を各地域に養成し、老人クラブ活動などあらゆる機会をとらえた実践的で身近な交通安全教育活動を推進する。また、高齢者自身が交通安全ボランティア活動のリーダーとして、高齢者間の相互啓発を行い、安全意識の高揚を図る。
- (ウ) 毎月15日の「シルバー交通安全の日」の広報・啓発活動を徹底する。
- (エ) 家庭においては、高齢者が外出する際には、事故に遭わないよう一声かけたり、夜間は、運転者から発見されやすい服装や夜光反射材を装着させるなど、事故防止に配慮した行動がとれるよう呼び掛ける。

イ 高齢運転者の安全対策

- (7) 高齢運転者に対しては、自分の運転能力を自覚し、能力に応じたゆとりのある運転を実践できるよう呼び掛ける。
- (イ) 高齢運転者の参加・体験・実践型の交通安全教室などを開催し、自己の運転能力を自覚させるとともに、運転技能の向上を図る。
- (ウ) 70歳以上の高齢運転者に「高齢運転者標識」を付けるよう呼び掛けるとともに、聴覚障がい運転者に対しては、「聴覚障害者標識」を付けることが義務化されたことについて、周知徹底を図る。

ウ 一般運転者対策

- (7) 高齢者の行動特性や交通事故の特徴を十分認識させ、高齢歩行者・自転車・電動車いすの利用者を見かけたら、減速するなど思いやりのある運転を実践できるよう呼び掛ける。
- (イ) 高齢者の夜間の横断事故等が多発していることから、高齢者を早めに発見することが出来る「夜間は上向きライトを基本とし、幻惑防止のためこまめな切替」の定着を図る。
- (ウ) 高齢運転者標識等を付けた車両や高齢者運転者を見かけたら思いやり運転を心がけ、車間距離をとり、急な進路変更を慎むよう呼び掛ける。

(2) 子どもの交通事故防止

交通ルールを守る規範意識や他者への思いやりなど交通マナーを身につけるための交通安全教育を推進する。

幼児・児童の自転車用ヘルメットについて、あらゆる機会を通じて保護者等に対し、頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、着用の徹底を図る。

ア 家庭においては、事故に遭わないよう子どもに注意を促すとともに、外出の同伴時に安全な道路の通行方法を指導するなど、的確な判断と安全な行動ができる子どもを育成する。

イ 学校等においては、家庭・地域及び関係機関団体と連携を図りながら、日常の教育活動のあらゆる場面をとらえて、交通安全教育を計画的・継続的に行う。

特に、飛び出しや自転車事故（加害事故の防止を含む。）など、子どもの事故の特徴に対応した実践的な交通安全教育の推進を図る。

ウ 地域においては、ボランティア団体等との連携を図り、交通教室や街頭指導活動を積極的に推進し、交通ルールとマナーに従った安全行動を実践させる。

特に、子ども・父母・祖父母等世代間交流により、各世代が交通安全について、互いに注意を呼びかける場を設けるなど、効果的な交通安全教育及び普及啓発活動の推進に努める。

- エ 子どもの通行の安全を確保するため、通学路・通園路の整備を図る。
- オ 運転者に対し、子どもの行動特性や交通事故の特徴を十分認識させ、減速運転など思いやりのある運転を実践させる。
- カ 大人自身が規範意識を確立し、子どもの手本となるよう正しい交通マナーを実践するよう呼び掛ける。

(3) すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車乗車中の死亡事故において、シートベルト着用率が低いことや県内におけるチャイルドシートの着用状況が全国平均を下回っているなどの現状を踏まえ、全席シートベルト及びチャイルドシートの着用についての理解を深め、正しい着用の徹底を図る。

- ア 家庭においては、シートベルト及びチャイルドシートの着用効果・必要性について話し合い、交通安全意識の向上を図る。
- イ 地域・職場においては、シートベルト及びチャイルドシートの着用指導、効果的な広報活動を強力に推進するなど、あらゆる機会・媒体を通じて、地域・職場ぐるみの着用運動を展開する。
- ウ 学校等においては、児童・生徒及び職員等に対して、シートベルト、チャイルドシートの正しい着用を呼びかける。
- エ 運転者は、シートベルトを自ら正しく着用するとともに、後部座席を含めた同乗者全員に正しい着用を励行させる。特に、幼児・児童を乗車させる場合には、体格にあったチャイルドシートを正しく使用する。
- オ 後部座席のシートベルト着用が義務化されたことから着用の徹底を図る。
- カ 妊娠中の方には、産婦人科医の指導に基づき、正しいシートベルト着用の周知徹底を図る。

(4) 自転車の安全利用の推進

自転車の傘さし運転、夜間の無灯火、並進走行、制動装置不良自転車など、自転車の危険な走行が社会問題となっている状況をかんがみ、自転車利用者の交通ルールの遵守と、正しい交通マナーの理解・向上の推進を図る。

- ア 家庭においては、自転車の利用には運転者としての行動が必要になることや、不適切な運転が重大な事故につながるなどについて、家庭で話し合い、正しい自転車利用の呼びかけや自転車点検整備の励行を呼び掛ける。
- イ 学校等においては、「交通安全学習資料」を活用し、自転車の正しい利用などについて指導するとともに、危険予測トレーニングを実施する。特に、自転車通学者に対しては、定期点検や天候に応じた安全な利用の実践的な指導を行うとともに、街頭指導等を通じた効果的な活動を行う。
また、自転車用ヘルメットについて、あらゆる機会を通じて、保護者等に対し、頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、着用の徹底を図る。
- ウ 職場においては、自転車通勤者に対して、定期点検の実施、自転車の走行方法、駐輪場の正しい使用について指導する。
- エ 地域においては、通学時間帯に、自転車利用者に対する交通安全指導や保護誘導活動を行うとともに、地域における自転車利用に関する問題・危険箇所との把握と周知を図り、関係者を交えて、問題の解消に向けた安全対策を講ずる。
- オ 自転車利用者に対しては、不適切な利用方法が交通事故の被害者となることや、加害者にもなりうることを認識させるため、「福島県自転車安全利用五則」等に従い、交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践することを呼び掛ける。また、運転技術を過信せず、安全な速度と方法で走行することを呼び掛ける。
また、自転車は「車道の左側走行」が原則であり、「歩道走行」は例外であると

いうことの周知徹底を図る。

カ 「傘をさして自転車を運転する行為」「携帯電話で通話・メールしながら自転車を運転する行為」「ヘッドホン等使用する行為」等が禁止されたことについての周知徹底を図る。

キ 頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果について理解促進に努め、広く自転車利用者にヘルメットの着用を促す。

(5) 飲酒運転、速度超過などの悪質・危険な運転の根絶

重大交通事故の大きな要因として、飲酒運転、速度超過、無理な追い越しなど悪質・危険な運転によって発生している現状を踏まえ、家庭、地域、職場などあらゆる場を通じた指導活動を推進するとともに、運転者の責任を自覚させ、常に安全運転を実践するよう指導を強化する。

ア 家庭においては、飲酒運転、速度超過など悪質・危険な運転が重大な事故を引き起こしていること、運転者としての社会的責任等について、話し合いを行い、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付ける。

イ 地域、職場においては、地域ぐるみ、職場を挙げて飲酒運転、速度超過など悪質・危険な運転の追放を訴える。また、セーフティチャレンジ事業、交通事故防止コンクール等への参加を通じ、運転者の責任を自覚させ、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するよう安全指導を推進する。

ウ 運転者は、悪質・危険な運転が重大な事故を引き起こしていること、また、悪質・危険な運転に対して社会の批判が高まっていることを十分認識するとともに、運転者の責任を自覚し、安全運転を実践する。

エ 高速道路における事故は、重大な事故となりやすいことを十分認識し、特に安全な運転を心がけるよう、指導する。

オ 運転中の携帯電話等の使用は危険な行為であり、事故につながりやすいことを、あらゆる機会を通じて広報啓発活動を推進するとともに、運転者に対しては自動車運転業務中の携帯電話の安全な使用方法について指導教育を実施し、運転中には携帯電話等を使用しない・させないよう徹底させる。

カ 運転中のカーナビ操作やテレビ視聴は危険な行為であることをあらゆる機会を通じて周知するとともに、運転中はカーナビの操作等をしない・させないよう徹底させる。

(6) 交差点・カーブにおける交通事故防止

交通事故が多発する交差点やカーブ（交通事故危険箇所）における交通ルールの遵守と交通マナーの実践による交通事故の防止を図り、安全で円滑な交通を確保する。

ア 家庭においては、運転者や歩行者の立場から、交差点やカーブの危険性について、家族全員で話し合い、無理な横断や信号無視等危険な行為はしないことを確認し合う。

イ 学校等においては、交差点やカーブの安全な通行方法を指導するとともに、学校等周辺の事故多発交差点の所在を子どもや保護者に周知させる。

ウ 地域、職場においては、「ヒヤリ地図」の作成などを通じて、交通事故危険箇所の所在を周知させる。

エ 運転者は、交差点やその付近での安全確認を徹底する。特に、黄色信号の場合は原則として車両などは停止しなければならない（イエローストップ）ことを認識し、無理な進入を避けるなど危険な行為をしないよう心がけるとともに、一時停止標識等を見落とさないよう十分注意し、出会い頭の事故防止に努める。

また、カーブに進入する際の事前のスピードダウンとカーブの陰になった部分の危険予知を行い、安全な速度と方法で通行することを心がける。

オ 交通事故危険箇所の事故発生要因及び事故防止対策について現地調査を行い、改

善に向けた対策を推進する。

(7) 暴走族等の根絶

暴走族等による爆音走行や一般道路における競争行為等が安全・快適な交通社会を著しく脅かしている現状にかんがみ、社会全体で暴走族等を許さない環境づくりに努め、暴走族等を根絶し、交通の安全と平穩を確保する。

ア 家庭においては、暴走行為の反社会性について話し合い、子どもに暴走行為や暴走族の見物等を絶対行わせないようにする。また、暴走族への加入防止、暴走族からの脱退に努める。

イ 学校においては、児童、生徒に対して、暴走族等の悪質性、危険性についての理解を深めさせるとともに、家庭、関係機関・団体と連絡を密にして、暴走族への加入防止、暴走族からの脱退に努める。

ウ 事業者等は、暴走行為を助長する自動車部品の販売自粛、車両の不正改造の拒否、不法改造車への給油拒否に努める。

エ 関係機関・団体においては、暴走族等の危険性、反社会性を広く呼びかけ、暴走族等根絶の気運を醸成するとともに、暴走族等の検挙、青少年の暴走族への加入防止及び暴走族からの脱退のために密接に連携し、暴走族の根絶に向け、総合的な取り組みを展開する。

(8) 特別推進事項

災害により仮設住宅等に入居している被災者に対しては、特に訪問指導活動、交通安全教室の開催、交通事故危険地点マップ・チラシの配布を行うなどの重点的な交通事故防止対策を推進する。

8 運動の種類等

(1) 年間運動

運動の名称	運動期間	目標・実施方法など
交通安全マナーアップ運動	1年間	別紙のとおり

(2) 各季の運動

運動の名称	運動期間	目標・実施方法など
春の全国交通安全運動	4月6日～ 4月15日の10日間	国の交通対策本部が決定した運動の重点による。
夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動	7月16日～ 7月25日の10日間	幹事会で決定する。
秋の全国交通安全運動	9月21日～ 9月30日の10日間	国の交通対策本部が決定した運動の重点による。
年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動	12月10日～ 1月7日の29日間	幹事会で決定する。

(3) 期間を定めて行う運動

運動の名称	運動期間	目標・実施方法など
シートベルト着用強化月間	6月1日～6月30日 (30日間)	すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
PM4 (ピ-エム・フォー) ライトオン運動	11月1日～2月28日 (120日間)	運転者の午後4時からのライト早め点灯の実践・推進

(4) 日を定めて行う運動

運動の名称	実施日	運動の重点など
交通事故ゼロ・歩行者優先の日	毎月1日	・子ども・高齢者等に対する思いやり運転の実践 ・ノーマイカーデーへの参加・協力
シルバー交通安全の日	毎月15日	家庭訪問、街頭指導、高齢者交通安全教室などの実施
踏切事故防止の日	毎月23日	・踏切事故防止のための指導・広報活動の推進 ・安全点検などの推進
交通安全話し合いの日	毎月 第3日曜日	・交通安全に関する話し合いの推進 ・交通安全家庭のちかひの推進
交通事故死ゼロを目指す日	国の交通対策本部の決定による。	国の交通対策本部の決定による。

9 効果的な運動の推進

この運動を効果的に推進するため、市町村及び関係機関・団体は、相互に連携して、早期に適切かつ効果的な実施計画を策定し、運動の推進体制を確立すること。

また、この運動が県民総参加の運動として推進されるよう、地域住民に対する啓発と積極的な参加が得られるよう配慮すること。

交通安全マナーアップ運動

1 運動の目的

平成24年交通安全運動福島県推進要綱の趣旨に基づき、関係機関・団体が一体となつて、県民すべての交通ルールの遵守を基本とした交通マナーの向上と、交通事故防止対策の推進を図る。

2 運動の内容

(1) 歩行者、自転車利用者のマナーアップ運動

内 容 等	主たる推進機関・団体
ア 家庭におけるマナー教育の推進 (・交通ルールを守り、実践する ・外出するときは事故に遭わないよう一声かける ・夜間は明るい服装、夜光反射材を着用する)	全機関・団体 市町村
イ 学校等教育の場におけるマナー教育の推進 (・飛び出しや自転車事故等、子どもの事故に対応した交通安全教育を推進する)	教育委員会、警察、市町村、母の会
ウ 街頭におけるマナー教育の推進 (・交通ルールとマナーに従った交通安全行動を実践する)	警察、市町村、交通安全協会、母の会、交通教育専門員、老人クラブ
エ 交通安全教室等を通じたマナー教育の推進 (・正しい安全な道路横断等を実践する ・「県自転車安全利用五則」を遵守する)	県、警察、教育委員会、市町村、母の会、交通教育専門員、老人クラブほか全機関・団体
オ 高齢者のマナー教育の推進 (・道路を渡るときは正しく安全な横断を実践する ・夜間外出は明るい服装、夜光反射材を着用する)	県、警察、市町村、交通安全協会、母の会、老人クラブ

(2) 運転者のマナーアップ運動

内 容 等	主たる推進機関・団体
<p>ア 子どもや高齢者などへの思いやり運転の励行</p> <p>〔 ・子どもや高齢者を見かけたら、十分に安全確認を行うなど慎重な運転を行い、思いやりのある運転と危険を予測した運転を心がける 〕</p>	<p>全機関・団体 市町村</p>
<p>イ シートベルト、チャイルドシートの正しい着用の徹底</p> <p>〔 ・乗車の際はシートベルトを正しく着用し、また後部座席も含め同乗者全員にシートベルト、チャイルドシートの正しい着用を励行させる 〕</p>	<p>全機関・団体 市町村</p>
<p>ウ 夜間は原則上向きライトの励行</p> <p>〔 ・夜間、歩行者・自転車を早期に発見するために、原則上向きライト走行、幻惑防止のためこまめな上下切替を行う 〕</p>	<p>全機関・団体 市町村</p>
<p>エ スピードダウン（速度抑制）の実行</p> <p>〔 ・安全な速度を心がける ・交差点やカーブの手前ではスピードをおとす ・エコドライブ（※）の実践を心がける 〕</p>	<p>全機関・団体 市町村</p>
<p>オ 飲酒運転の根絶</p> <p>〔 ・飲酒運転は絶対にしない ・運転をする者には飲酒を勧めない 〕</p>	<p>全機関・団体 市町村</p>
<p>カ 運転中の携帯電話使用禁止の徹底</p> <p>〔 ・運転中は携帯電話を使用しない ・携帯電話を使用するときは、安全な場所に停車してから使用する 〕</p>	<p>全機関・団体 市町村</p>

(※) エコドライブとは、急発進・急加速をしない、減速時に早めにアクセルを離しエンジンブレーキを使用する、車間距離に余裕を持ち交通状況に応じた定速走行に努める等、自動車から排出される二酸化炭素の量を減らし、地球温暖化防止対策に資するための環境に配慮した自動車使用の取り組みをいいます。エコドライブは、安全運転にもつながります。